

BayWa r.e.Japan 株式会社

代表取締役 伊藤 正裕 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価実施計画書」  
についての意見書

「(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価実施計画書」に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第12条第1項の規定により、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

## 記

### 1 全般的事項

#### (1) 環境影響評価の実施の方針

本事業の実施により大規模に地形改変が行われることで、地域の自然環境及び生活環境への影響が懸念されることから、類似施設での現地調査や聞き取り調査等により、精度の高い予測を実施する必要がある。また、予測結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。

#### (2) 環境影響評価書案の作成

環境影響評価書案の作成にあたっては、調査・予測・評価の結果を可能な限り定量的に示すことや、環境保全措置の内容を具体的に記載すること等により、市民にとって分かりやすい内容にする必要がある。

#### (3) 災害等への対策

大規模な地形改変により土砂災害等の発生が懸念され、また強風による太陽光パネルの破損に伴い有害物質の溶出が懸念されることから、異常の早期発見体制の構築も含め、災害等への対策に万全を期する必要がある。

#### (4) 周辺気象への影響の評価

森林伐採及び太陽光パネルの設置に伴う周辺の気温変化や風況変化によって、周辺の植生や生活環境への影響が考えられることから、類似施設での現地調査や聞き取り調査等により、事業実施による影響を可能な限り定量的に把握するとともに、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。

#### (5) 設備利用終了後の措置

事業実施区域は、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づく緑地の育成区域内に位置し、周辺は豊かな自然環境及び農村環境が共存している地域である。事業者は借地により本事業を実施することから、太陽光発電設備の利用終了後は土地所有者に対して、自然植生の回復を中心とした緑化の実施等を積極的に働きかけていくことが望ましい。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質・騒音・振動

ア 大気質，騒音，振動の現地調査地点として，事業実施区域西側の地点を選定しているが，事業実施区域の規模や地形，風向等を考慮して，東側にも適切な調査地点を選定する必要がある。また，調査地点の選定にあたっては，影響を受ける可能性のある住居等の位置を考慮する必要がある。

イ 工事に伴う粉じんについては，一月ごとの予測を行い，当該予測結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。

### (2) 水質

近年，集中豪雨が多発している現状を踏まえ，工事中及び供用後における適切な濁水対策を検討する必要がある。

### (3) 地盤

事業実施区域の北側に柏尾谷断層が存在していること，流末に防災調整池の盛土が予定されていることから，当該区域周辺で工事を行うにあたり，切土及び盛土の適切な工法を検討する必要がある。

### (4) 植物・動物

ア 植物・動物の現地調査については，地形改変区域内での調査密度を高めて植物・動物の生育・生息状況を正確に把握し，その結果をもとに適切な環境保全措置を検討する必要がある。

イ 太陽光パネルの反射光による鳥類への影響を可能な限り把握するため、類似施設での現地調査や聞き取り調査等を実施する必要がある。

ウ 緑化の実施にあたっては、地域の生態系に配慮し、地域で生育する種を積極的に用いる必要がある。

(5) 景観

事業実施区域の南側の住宅地からの景観調査地点について、当該住宅地からの可視領域面積の大きさや、地域住民の日常的な視点を考慮して、適切な調査地点を選定する必要がある。

(6) 地球温暖化

発電効率の高い太陽光パネルを選定すること等により、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に貢献することが重要である。

また、二酸化炭素排出量の削減効果の予測にあたっては、森林伐採により最終的に大気に放出される二酸化炭素量も考慮して定量的に予測する必要がある。